

人材紹介に係る紹介手数料等について

1. 紹介手数料の金額

年間賃金の30%の額及び消費税相当額とする。

(1) 年間賃金は、月額固定給の12カ月分に賞与等を加味したものである。

(2) 前号の月額固定給は、基本給のほか、毎月支払われる諸手当（家族手当、住宅手当、役職手当、その他諸手当）を含むものとする。ただし、通勤手当や超過勤務手当（残業手当）等、変動する手当は含まないものとする。

2. 紹介手数料等の支払い方法等

乙は甲に対して紹介手数料に係る請求書を交付し、甲は乙指定の銀行口座に紹介手数料を振込むことにより支払う。なお、振込手数料は甲の負担とする。

3. 紹介手数料の支払日

甲は、乙が紹介した人材が甲に入社した日の属する月の翌月末までに支払う。

(1) 当該日が銀行の休業日に該当する場合は、その後の最初の営業日までに支払う。

(2) 前項の入社した日は、労働条件通知書に記載された入社日とする。

4. 返戻金制度

乙の紹介により就業した者が、入社後90日以内に本人の意思による退職、又は本人の責任に基づく解雇により短期退職をした場合には、受領した紹介手数料から次に定める金額を甲に返戻するものとする。

入社後30日以内 70%

入社後31日以上60日以内 50%

入社後61日以上90日以内 25%

(1) 入社後の待遇及び労働条件が採用決定時の労働条件の内容と著しく異なることに起因する退職の場合は、紹介手数料の返戻を行わないものとする。

(2) 甲の経営上の必要による解雇や希望退職による解雇など、専ら甲の都合により退職に至った場合は、紹介手数料の返戻を行わないものとする。

手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 30%（または 円） (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 30%（または 円） 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 *上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 30%（または 円） 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号

アジアワーク 埼玉県桶川市南

事業所の名称及び所在地 一丁目8番6号融興ビル401室